

令和7年度

議会運営委員会行政視察報告書

令和8年1月27日(火)

- ① 愛知県稲沢市 「議場の音響設備等について」
- ② 岐阜県各務原市 「各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について」

上記の視察項目について全委員の報告書を添付し報告とします。

議会運営委員会 (全8名参加)

委員長 武谷 としお
副委員長 いとう ひろし
委員 岡島 ゆみこ
委員 青木 けんじ
委員 鈴木 智和
委員 浅井 たかお
委員 林 ゆきひろ
委員 毛受 明宏

随行 議会事務局 局長 加藤健治
議会事務局 議事課 議事担当係長 矢野佑輔

議会運営委員会行政視察報告書

武谷 としお

視察日時：令和8年1月27日(火)

視察先：① 愛知県稲沢市 ・議場の音響設備等について
② 岐阜県各務原市 ・各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について

参加者：委員8名、議会事務局職員2名

① 議場の音響設備等について

【稲沢市の特色】県西北部に位置し、岐阜県と接する。江戸時代には美濃路の宿場町として栄えた。現在は汎用機械や生産用機器などを中心とした工業化が進展し、昇降機の専門工場やエレベーター試験塔が所在。電車で名古屋駅から10分の距離にあり、ベッドタウンとしての側面も持つ。銀杏の生産量が国内一で、日本4大植木生産地のひとつにも挙げられる。

【放送設備改修の経緯について】

・旧システムは平成25年12月から使用開始。総合計画における推進計画では、令和8年度に改修工事を予定していた。令和5年度から不具合が頻発するが、故障したマイクと使用頻度の少ないマイクを移動させるなどで対応していた。令和6年6月の議会運営委員会にて、当時の議長及び委員からの要望で当初の計画から前倒しで、予算要求をすることを決定した。

・その後、ライブ配信、電子採決、議場のモニターサイズ変更等必要な機能の協議を始める。

・令和6年度に4社より参考見積を取り、2社より打診され事務局と業者でデモを行った。

・デモを行ったメーカーの導入自治体への視察し、議会改革推進特別委員会で詳細な使用方法を協議した。

・議会改革推進特別委員会で設備の使用方法や取り決め、例規等の改正を確認し、議会運営委員会への報告で全会派に承認を取り、建築課へ執行依頼をした。

・当初見込み額は約7,840万円、令和7年2月に一般競争入札(2社参加)落札額約5,466万円、令和7年11月に変更契約があり最終額は約5,544万円となった。

・工事期間は、2月に契約締結、機器の調達に2カ月かかり、4月の臨時議会閉会后から6月定例会開会前の2カ月で議場内改修作業は完了した。

【所感】

開かれた議会のひとつとして、会議システムのデジタル化を進めるため、また、本市の老朽化しつつある議場内の音響や映像設備の改修について学んだ。オンライン会議システムのデモをしていただき、いろいろな事情(妊娠期や出産期に対応、感染症蔓延期など)で早急に検討すべき案件と感じた。また、本会議場で各議員に配布されているタブレット内に格納されている資料を投影できることや、聴覚障害がある傍聴者への配慮として、リアルタイム文字表示システムなどを導入していて、議場内改修工事には多額の費用が掛かるので、市民の方にも納得していただけるようなシステムの導入を、最上位計画として考えていかなければと学ぶことが多かった。議場内の音響システムの故障から始まり、工事完了までのスピード感到脱帽するばかりであり、市議会と当局との思いが合致し、市議会全体でやり抜こうとする思いが感じられる改修工事であった。



②各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について

【各務原市の特色】県の南部、濃尾平野北部にあり、名古屋市から30km圏に位置する。北部は美濃山地で南部の愛知県境に木曾川が西流する。1960年代から輸送用機器を中心に工場が集積し、製造品出荷額は県内1位。現存する国内最古の飛行場や航空機を展示する博物館があり、航空宇宙産業関連企業が多い。VR 技術やロボット技術などの研究開発拠点であるテクノプラザが所在する。

【条例制定の経緯】

市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例と市議会議員のハラスメント防止等に関する条例を同時に制定した。

<市長及び職員のハラスメント防止等に関する条例>

・執行部は平成29年1月に一般職職員を対象とした「各務原市職員のハラスメント防止等に関する要綱」を制定していたが、市長、副市長、教育長などの特別職がハラスメント加害者になることを想定したものではなかった。

・岐阜県内で令和6年3月に岐南町長、同年4月に池田町長が職員へのハラスメント行為により辞職するなど、首長によるハラスメント事案が相次いだことから、職員が安心して働くことができる良好な職場環境を確保するため、執行部において市長などの特別職によるハラスメントにも対応できる条例案の作成作業を進め、令和6年9月に市長より条例案が提出され、可決成立した。

<市議会議員のハラスメント防止等に関する条例>

<令和6年6月に市議による提案がなされたが「継続審査」となった理由>

・6月に原案は提出されたが、他市議会の条例を参考として作り上げたもので、議員は法令の専門家でないこと、短期間で作りに上げたものであったため制度的な問題点、規定上の矛盾点を含んだものであった。

・原案に対して修正点を出し合ったが、部分的な改正では修正困難となり、全部を作り直す「全改正」となった。

・主な修正点は

- ① 相談機関の設置・・・事務局職員が議会ハラスメント相談員として対応し、当事者や関係者から事情を聴くなど調査を行えることとした。
- ② 調査機関・審査機関の設置・・・議長の負担軽減と公平性確保の観点から、議員で構成する議会ハラスメント調査委員会と、外部の有識者で構成する議会ハラスメント審査会を設置することとした。
- ③ ハラスメントになりうる議員活動を明記・・・相手方の人格若しくは尊厳、勤務環境を害すること(誹謗、中傷、事実を反する風説の流布等)
- ④ 職員以外の者へのハラスメントについての対応・・・窓口で勤務する派遣スタッフなども議員からハラスメントを受ける可能性があるため、規定に準じた措置を行う

よう努める旨を規定した。

【所感】

こういった条例は本来ないほうがよい。ただ近年は、首長や議員によるハラスメント事案が多々取り上げられる現状にはある。なぜこういったことが起こるのかをしっかりと検証する必要がある。様々な立場での物言いやパワーバランスがあり、かつては横行していた時代もあったと思うが、いまはどんなことがあっても許されないことは肝に銘じておくことが重要である。各務原市における条例は、しっかりしたものを作るということを主眼に、原案を全修正するといった大英断を行い可決・成立した点である。本市においては、豊明市議会議員政治倫理条例があり、もし本市も各務原市のようなハラスメント条例を作るとなると、倫理条例との比較・検討から考える必要がある。まずは豊明市議会としてはハラスメント事案が発生した場合には、真摯に向き合い、どうしてこういうことになったのか事実を検証し、外部の専門家を交え話し合っていくことがまずは重要ではないかと、改めて考える良い視察となった。



令和 8 年 1 月 27 日
議会運営副委員長 いたうひろし

令和 7 年度 議会運営委員会行政視察報告書

- 視察日時 ①令和 8 年 1 月 27 日 10 時～11 時30分
②令和 8 年 1 月 27 日 14 時～15 時30分

■視察先及び視察項目

- ① 稲沢市庁舎 3 階第 1 会議室 「議場の音響設備等について」
② 各務原市庁舎 6 階第 1 委員会室 「各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する
条例について」

委員長 武谷としお
副委員長 いたうひろし
委員 岡島ゆみこ
委員 青木けんじ
委員 鈴木智和
委員 浅井たかお
委員 林ゆきひろ
委員 毛受明宏
同行 事務局 加藤健治事務局長
同行 事務局 矢野佑輔係長

- 1 件目 1 月 27 日火曜日 ・稲沢庁舎10時から11時30分
テーマ 「議場の音響設備等について」

稲沢市概要

人口約 133000 名、面積は約 79 km²で本市の 3 倍です。愛知県北西部に位置して特産品は植木・苗木・ぎんなん・あしたばです。有名行事は国府宮の「はだか祭り」で参加者は約5000名で参拝者は約75000名となります。豊明市とほぼ同様で都心へのベッドタウンとなっており、のどかな景観も感じました。織田信長の生誕地でもあり本市の桶狭間との共通点もあると感じました。しかし街道沿いは大型店舗が並び商業の活性化を感じる街でした。

- 説明者 事務局 横井さん 他に黒田議員・服部議員は質問に回答をされてました。



稲沢市の議場にて86インチの大型モニターと採決表示サブモニター

■質問

導入・背景

平成25年より使用していた議場で使用のマイク関連の不具合が続き、新たなマイクでのシステム制御が出来ないため頻度の少ないマイクを移動しながら使用していたが、そのマイクの余りがなくなったため、新たな音響設備を導入した。

そのような不具合からの理由により、方針を決めた。

機能仕様の協議

協議したのはオンライン委員会・字幕システム・ライブ配信・電子採決・タブレットの投影・議場モニターの大型化等を議会運営委員会から要望をした。業者4社から見積もりを取り、早急な対応が必要でしたので、選定は日頃の管理・運用していく事務局に一任して決めた。



※国内メーカーによる設備導入費用約5600万

質問

①改修にあたり特に重視した点はありますか。

・回答

不具合が起こりにくく、部品の調達が早い点を考慮して国産のメーカーを選定した。また、操作は基本的に1人で行うため直感的に操作できる点で決めた。

② 工期の影響が議会運営にはどのような対応をしたのか。

・回答

機器の調達に約2か月かかり、6月の定例会までの2か月で議場内の改修作業を行いました。

③ 本会議のライブ配信についての変更点は。

・回答

従来は、録画中継のみでライブ配信は行っていなかった。また、AI 字幕システムも利用可になりました。

④ 電子採決システム導入の経緯は。

・回答

以前より、議員からの要望があったためです。

⑤ 採決システムは事務局の操作で採決の表示は可能ですか。

・回答

可能です。議員の賛否を色分けで表示できるようにして事務局の操作で人数のみ可能。

⑥ 電子採決導入により議員からの反応は。

・回答

負傷をして車いす利用で起立しにくい議員がみえており、役に立ちました。

⑦ 改修後に使用した際、不足な点や想定外の課題はありましたか。

・回答

業者との打ち合わせにおいて聞き間違いや勘違い等の課題が生じた。早い段階から建築課の職員も同席した方が良いと感じた。

⑧ 電子採決システム使用の操作等の研修や慣れるまでの時間等が必要でしたか。

・回答

議会運営委員会のシナリオを変更し、運用も試行錯誤しました。

⑨ 改修後に不足な点を感じたところはあるのか。

・回答

カメラのズームが改修後は出来なくなり、同じカメラ位置で固定され不便な点がありました。

所感として

日頃より、使用している議会の音響システムが経年の為、不具合が生じやすくなってきており、早目の設備の設置が必要ではと感じています。今のところはまだ軽微であるが、本会議中に故障したら大変なことになりかねない。設備の検討は予算に関係なくできるため、早目に動いていくことは重要と感じます。その中で、今回の視察は大いに参考になると感じました。

また、音響設備は消耗品であり、買い替えしていくことになると思うが、次の世代の事も考えてフルスペックで装備を万全にしておきたいです。

今回の視察先でも国内のメーカーさんを選ばれて、修理の際の迅速な部品調達だとお聞きしましたので、検討の際には大いに参考にしていきたいと感じました。





.....

■2 件目 1 月 27 日水曜日 各務原市庁舎 6 階第 1 委員会室 14 時～15 時30分
テーマ 「各務原市議会議員のハラスメント防止」等に関する条例について

各務原市概要

人口は約 14 万 5000 名、面積は約 87.8km²で本市より2倍ほど大きい市となり、市政63年になります。県の南西部に位置し近隣市町5町の合併で県内1番のモノづくりで有名で鉄道の便も良くてJR1路線と名鉄2路線あり駅は16駅あります。古くから中山道69次の52番目の鶉沼宿があり、古代の古墳も60基あります。

各務原事務局 説明者2名

導入・背景

議案として提出された議員からの提案から始まった。当初はみなモラルのある議員には必要ないのでは、という意見もありましたが、備えとして必要ではないかという意見から条例の作成に着手した。中には「会議等において、尊厳を傷つけられた」「特定の少数会派をいじめるような空気がある」という事をのべられており、この様な背景が原案の提案になった。

質問

①議員によるハラスメント講習は行われたか。

・回答

制定後に講師を招き、基本的な考え方や具体例、近年の裁判事例・防止対策等について研修を実施した。今後は4年ごとの改選時を考えている。

② 条例案を作成にあたり、参考にした条例などはあるのか。また、重視された点は。

・回答

他市の条例を参考にはしたが、ベースとした条例はない。重視した点は全て重視と考える。

③ 条例案を作成の際に執行部との調整はされたのか。

・回答

執行部の方と適宜すり合わせをしながら互いの条例の整合性が取れるよう作成作業を進めた。

④ 定例月議会の委員会で継続審査になった理由はどのような事か。

・回答

議員は法令の専門家でないことに加え、短期間で作成の為、矛盾点も多くあり、採決にて決定。

⑤ 議会ハラスメント相談員が規定されているが、研修等はされているのか。また、他の相談先はあるのか。

・回答

相談委員は事務局の2名が担当し、研修を受講予定で、他の相談先は設けていない。

⑥ ハラスメント審査会のメンバーの選定方法は。

・回答

県内の大学の法学部・弁護士会・人権擁護委員会等に推薦していただいている。現在3名委嘱。

⑦ ハラスメント審査会の方への報酬は。

・回答

報酬は日額16000円

⑧ ハラスメント防止条例と議会基本条例や政治倫理条例との関連性、位置づけはどのように。

・回答

議会基本条例や政治倫理条例は制定していない。

所感として

今回の視察に先立ち、豊明市議会においてハラスメントの事案があるので、先週ハラスメントに詳しい講師の先生をお招きして講習会を全議員の出席のもとで開催されました。

ハラスメント視察の内容は非常に濃くて談笑はいっさいなく、皆さん真剣に聞いていました。

これからの時代は、自分の身は自分で守っていかないといけないと思いました。

議会基本条例や政治倫理条例は本市にとって本当に必要か。時間ばかり取られて成果がないように感じてしまいます。視察先の議会では、議会基本条例や政治倫理条例は制定されておらず、機能しているので、この点は考えていきたい。

そして今回の視察で、あらかじめハラスメントの基本的考えは勉強したつもりだが、もう一度改めて勉強していきたいと思いました。

皆さん真剣に取り組んでいました。
各務原市での質疑の様子と各務原市の議場の様子です。



今回、受け入れていただきました、稲沢市議会の方々と各務原市議会の方々に感謝いたします。
また、資料等をご用意いただきました事務局の方々にもお礼を申し上げます。
以上で議会運営委員会視察の報告を終わります。

令和 8 年 1 月 27 日

令和7年度 議会運営委員会行政視察報告書

岡島 ゆみこ

■視察日 令和 8 年 1 月 27 日

■視察先及び視察項目

- ① 稲沢市庁舎 3階第 1 会議室 「議場の音響設備等について」
- ② 各務原市庁舎 6階第 1 委員会室 「各務原市議会議員のハラスメント防止」等に関する条例について

委員長 武谷としお
副委員長 いとうひろし
委員 岡島ゆみこ、青木けんじ、鈴木智和
浅井たかお、林ゆきひろ、毛受明宏
同行 事務局 加藤健治事務局長
事務局 矢野佑輔係長

■1 月 27 日火曜日 稲沢市
テーマ 「議場の音響設備等について」

稲沢市概要

愛知県北西部に位置する。
総人口 132,000 人 総面積、79.35 km²
特産品：植木・苗木・銀杏・あしたば
国府宮祭が有名。参加者約 5,000 人、参拝者約 7,500 人(R7)

豊明市議会においては、議場の音響システムをはじめ、インターネット環境や SNS を活用した議会のオンライン化、本会議・委員会の YouTube 配信など、10 年前と比べ利用用途が急速に拡大している。一方で現行システムは老朽化が進み、今後、機能面・安定性の両面で限界が懸念される状況にある。

行政側からは「故障した箇所から順次修理・交換していけばよい」との見解が示されているが、今

後の議会運営や市民の知る権利の観点から、計画的な更新の必要性を検討するため、近年改修工事を行った稲沢市を視察した。

概要

稲沢市では、議場等放送設備の抜本的な改修を実施している。視察では、本会議・委員会の配信環境に加え、障がい者向けの字幕表示モニター(文字起こしシステム)なども見学した。

改修にあたっては、当初予算確保が課題であったが、故障が頻発し始めたことから計画を1年前倒して予算要求を行った。

4者から参考見積を取得し、うち2者によるデモンストレーションを実施。事務局と業者で操作性や機能性を確認した結果、

- ・国産で操作性が良い
- ・機器が堅牢で故障しにくい
- ・故障時の部品調達が迅速

といった理由から、JVC ケンウッド製のシステムを採用したとのことである。

事前質問および回答の概要

- ・改修に当たり、特に重視した点

→前システムの保守業者から、不具合が起こりにくい配線構成やメーカーについて情報提供を受け、それを参考に検討した。

- ・品質と費用の比較検討について

→4者から見積書及び図面を徴集し、各者につき5回以上の説明を受けて比較検討を行った。

- ・AIの活用箇所について

→字幕(文字起こし)システムにAIを活用している。

議会内での合意形成

本来、議会運営に関するルールは議会運営委員会で決定されるが、代表者制であるため議論が深まりにくい面があった。

また、会派単位ではなく、各委員個人の意見を反映させる必要があるとの判断から、議会改革委員会を設置し、議論を進めたとの説明があった。

改修後の特徴

オンラインを活用し、別室同士での対応や諸事情により来庁できなかった場合のリモート対応にも活用できるシステムや、各議員席には電子採決システムが導入され、起立による採決を行わなくてもボタン操作のみで対応可能となっている。これにより、車いす利用者等にとっても配慮された議場環境が整備されている。

所感

新しい設備は、時流に合致しているだけでなく、議会運営の効率化や市民への情報発信強化に資するものであると感じた。

老朽化した設備を部分的に修理・更新し続けるよりも、一定の予算を確保し、一括で更新した方が結果としてコストを抑えられるとの説明は説得力があった。また、オプション機能についても、後付けより、初期導入の方が費用面で有利とのことである。

市民の知る権利の観点からも、YouTube 配信ができない、あるいは音声のみの配信にとどまる状況は、今後ますます不便になると考えられる。

また、現行の本会議場では、各議員席のマイクの長さが短く、立って答弁する際に中腰になってしまう場面もあり、身体的負担や見た目の点からも改善の余地があると感じた。

.....

■1月27日水曜日 各務原市

テーマ 「各務原市議会議員のハラスメント防止」等に関する条例について

各務原市概要

岐阜県の南部、濃尾平野の北部に位置する。

総面積、87.81 km²

愛知県犬山市、江南市、一宮市、扶桑町と接し、名古屋市から 30 km圏にある。

令和7年4月1日現在、総人口 143,929 人 令和6年現在高齢者率 28.8%

条例概要

制定日 令和6年9月27日(施行は同年10月1日)

目的

- 1, 議員によるハラスメントの防止
- 2, ハラスメントが生じた場合の適切な対応

主な特徴

- 1, 執行部と議会が同時にハラスメント防止条例を制定
議員から職員への事案は市長が議長に調査・措置等の対応を依頼。職員から議員への事案は、議長が市長に調査・措置等の対応を依頼。両条例間で相互の規定の調整を行う。
- 2, 相談機関の設置
議会ハラスメント相談員を設け、ハラスメントを受けた議員からの相談に対応する。

3, 調査機関・審査機関の設置

議員で構成する調査機関(議会ハラスメント調査委員会)と外部の有識者で構成される審査機関(議会ハラスメント審査会)を設置し、議員によるハラスメント事案に対応。

2つの審査機関を設けることで、議会の自律性と審査の公平性の確保を図っている。

4, 職員以外の者へのハラスメントの対応

窓口の派遣スタッフ、業務委託や指定管理などで市の行政サービスを行う企業や団体の従業員、市が発注した工事を請け負う企業の従業員、その他市が行う事務や事業等に従事する者などが議員からハラスメントを受けた場合、本条例の規定に準じた措置を行うよう努める。

本市議会において、議員間のハラスメントをめぐる議論が生じていることから、既に条例を制定・運用している各務原市議会を訪問し、条例制定に至った背景、対象とするハラスメントの内容運用上の考え方等について調査・研究を行うことが目的。

各務原市議会における条例検討に至った背景

- ・期を重ねた議員によるパワーハラスメント
- ・多数会派による少数会派への圧力などのハラスメント

であり、これらが議会運営や議員活動に支障をきたす状況が生じていたとの説明を受けた。

議会内における力関係を背景とした行為が、職務遂行や議論の事由を阻害していたことから、一定のルールを明文化し、抑止力を持たせる必要があったとのことである。

当該条例は議会における円滑な運営と、議員が安心して職務を遂行できる環境を確保することを目的としており、特にパワーハラスメント等の職務上の関係性に起因する行為を念頭に置いた構成となっている。

条例制定により、問題行為が顕在化する前の抑止や、一定の指針を示す効果があるとの説明があった。

所感

各務原市議会における条例制定の背景は、議会運営に実害が生じていた点にあり、その意味では条例制定の必要性についての一定の合理性があると感じた。

特に、パワーハラスメントのように、議員間の立場や力関係を背景として職務に支障をきたす行為については、条例による抑止力を持たせることは有効であると考える。

一方でセクシャルハラスメントについては、その内容が人格や品位を著しく損なうものである場合、刑法上の侮辱罪や名誉棄損罪が適用され得る可能性もあり、本来は個人として警察との司法の場に委ね、その結果を踏まえて政倫審等で判断すべき案件ではないかという問題意識を持った。議員は市民からの負託を受けて職に就く存在であり、高い倫理観を自律的に保持することが前提である。その観点から、議員のハラスメント防止を目的とした条例を制定すること自体が、議員という職責に即しているのかについては、根本的な議論が必要であると感じた。

倫理が守れないことは本来論外であり、条例による規制と併せて、議員一人ひとりの自覚を促す

取り組みが重要である。

条例制定の是非とは別に、

- ・ハラスメントに関する講習会の定期的な受講
- ・議員一人ひとりが自らの言動を点検する機会の確保

など、議員の意識向上を図る取り組みは必要であると考える。

各務原市議会の事例を参考としつつ、本市議会においては、慎重に整理し安易な制度化に流されることなく、議会運営の健全性を確保するための方策を検討していく必要が求められる。

議会運営委員会 行政視察報告書

報告者 青木 けんじ

視察日 : 令和 8 年 1 月 27 日 (火)

視察先 : 愛知県稲沢市

- ・「議場の音響設備等について」
岐阜県各務原市
- ・「各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について」

【稲沢市「議場の音響設備等について」】

○稲沢市の概要

- ・愛知県北西部に位置し、人口約 132,000 人
- ・面積 79.35 k m²
- ・国府宮はだか祭りが有名で、参加者は約 5,000 人、参拝者は約 75,000 人 (R7)
- ・議員定数 26 人

○議場等放送設備の改修について

放送設備の改修経緯

【旧システムの不具合】

- ・以前は、マイク機器がテレビック、システムが会議録研究所。
(平成 25 年 12 月から使用開始)
- ・総合計画における推進計画では令和 8 年度に改修工事予定。
- ・令和 5 年度から不具合が頻発するが、新しいマイクは現在のシステムでは制御できないため、故障したマイクと使用頻度の少ないマイクを入れ替えて使用するもマイクの余りがなくなってきた。
- ・令和 6 年 6 月議会運営委員会にて、当初の計画から前倒しで予算要求することを決定。

【必要な機能の協議】

- ・議会運営委員会に必要な機能を協議
オンライン委員会、字幕システム、ライブ配信、電子採決、タブレット端末の映像をモニターに投影する、議場のモニターサイズを大きくする、各委員会室・事務局にモニターを設置し本会議・委員会の映像を投影する等。

【参考見積とデモ】

- ・令和 6 年度に 4 者から参考見積 (うち 2 者から打診)。
- ・事務局と業者でデモ実施。
 - ① システムは東和エンジニアリング、マイクは BOSCH (ドイツ製)
 - ② システム、マイクとも JVC ケンウッド (日本製)
- ・一刻を争う状況のためメーカー選定は事務局に一任。

【他自治体への視察】

- ・デモを行ったメーカーの導入自治体への視察 (使用した際のメリット・デメリットを伺う)。
あま市・・・東和エンジニアリング

西尾市・・・JVC ケンウッド

- ・操作性がよく、国産で壊れにくく、故障の際の備品調達も早いなどの理由により JVC の使用で図面作成依頼。
- ・議会改革推進特別委員会で、詳細な使用方法を協議。
- ・オンライン委員会を実施している自治体への視察。
(三重県松阪市、四日市市)

【内容の決定から工事スケジュール】

- ・議会改革推進特別委員会で設備の使用法の取り決めや例規等の改正を確認。
- ・全会派の承認後、執行依頼（当初見込み額は約 7,840 万円）。
- ・令和 6 年 12 月定例会で債務負担補正を行う。
- ・令和 7 年 2 月に一般競争入札（2 者参加、約 5,466 万円で落札）。
- ・令和 7 年 2 月に契約し、5 月中旬に議場放送設備の改修が終了。
- ・令和 7 年 8 月に各委員会室の放送設備の改修が終了。
- ・令和 7 年 11 月にその他配線、変更契約箇所（会派室に WiFi の設置工事及び事務局のモニターで議員総会室の映像を投影）の工事を行い 検査完了。
- ・最終 約 5,544 万円。

【事前質問に対する回答の中から】

改修前に特に不便さを感じた点がありましたか

- ・約 4～8 個のユニットが繋がっていたため、不具合が起きた際に不具合ユニットの特定が難しく、正常なユニットと交換後もすべて設定しなおしていた。
- ・定例会開催前日及び当日は必ず点検を実施（令和 6 年度は毎定例会、不具合があり業者を呼んでおり、交換及び設定に 2～4 時間の時間を要していた）。

改修の際に参考にした自治体はありますか

- ・システムについては、あま市、西尾市に視察。
- ・オンライン委員会については、松阪市、四日市市に視察。
- ・字幕システムを導入の一宮市、YouTube でライブ配信を行っている一宮市、犬山市等にブロック討議の際や電話で話を伺った。

改修の仕様を決めるにあたり、議員に対してデモを実施したり議員からの意見を聞く等、議員が関与したことはありますか

- ・議会運営委員会で要望確認。
- ・AmiVoice 及び Zoom ライセンスを借用し字幕システムのデモやオンライン委員会のデモを実施。
- ・電子採決の表示方法や例規改正、字幕システムの表示方法、ライブ配信をアーカイブで残すかどうか、タブレット端末をモニター投影する際の取り決めを協議。

改修にあたり特に重視した点はありますか

- ・全システムの保守を依頼していた業者に不具合の理由を確認し、不具合が起これば早い配線やメーカーの紹介を受けた。
- ・JVC はシステムと機会が同じメーカーのため、不具合が起これにくく国産メーカーのため、部品調達が早い。
- ・稲沢市は操作を原則 1 名で行っているため、直感的に操作できる点を鑑み決定。

工期が 2 月開始 6 月完了のようですが、3 月定例会から 6 月定例会までの議会運営はどのような対応をされましたか

- ・2 月に契約締結し、機器の調達が約 2 か月かかり、4 月臨時会閉会（4 月 9 日）

後から6月定例会開会(6月9日)前までに2か月で議場内の改修作業を行った。

落札額と予算に差があるのはなぜですか

- ・令和6年12月に債務負担行為補正を行い、令和7年度の当初予算で同額を要求している。
- ・令和7年2月に入札、落札決定。
- ・建築課に執行依頼し、建築課の設計金額で予算要求しており、機器の金額以外の諸経費部分は、公共工事の算定基準をもとに設計し、工期を長めにとっていたため、予算額が多めに設定されている。

工事概要について国内メーカーに変更した理由は何でしょうか

- ・修理の際の部品調達のしやすさ、システムと機器が同一のため不具合が起こりにくいことから選んだ。

メーカーを変更することにより具体的に仕様が変わった点は

- ・マイクの点検を自動で行ってくれ、単独ユニットのため不具合がわかりやすい。

品質と費用の比較は行いましたか

- ・見積や図面を4者から徴取、パンフレット等をもとに1者あたり5回以上説明を受けた。

モニターサイズ、配線等で考慮した点はありますか

- ・壁の強度を加味したうえで設置可能な一番大きいサイズを、議長席上の傍聴者用モニターに選定。
- ・天井が高いため、吊り下げ式スクリーンは不可能だった。

本会議のライブ配信についての変更点はありましたか

- ・従来は録画中継のみで、ライブ配信は行っていなかった。

今回の改修でAIを利用している箇所はありますか

- ・字幕システムにAIを利用している。

電子採決システム導入に至った経緯はなんですか

- ・以前より議員から要望があった。

事務局操作で表示の変更が可能ですか

- ・可能、議員個人の賛否を色分けしてわかるようにし、締切後、事務局操作で人数の表記のみにしている。

電子採決の導入により、議員からの反応やご意見はありましたか

- ・体調不良者(車いす)など起立せずに済む。
- ・反応にタイムラグがあるため、ボタン操作のし直しをする時があるなど。

音声認識表示導入の経緯はなんですか

- ・これまでは聴覚障害の方への合理的配慮の対応がなかったため。

音声認識表示の精度は

- ・AmiVoiceの音声認識エンジンを使用しているので悪くはないが、「議長」が「儀長(地名)」になる場合などの誤変換や言葉が重なるとどちらも表示されないことがあるなど、正式な会議録にはならない。
- ・動画には合成していない。

聴覚障がい以外のバリアフリーの実施は行いましたか

- ・以前から車いす用のスロープの設置及び、事前に申し出があれば手話通訳の手配は行なっている。
- ・6月定例会においては福祉課から紹介いただいた難聴者の市民の方にシステムの

文字の大きさや画面展開のスピードを見ていただき、誤字がたまにあるが概ねわかりやすい旨の意見をいただいた。

オンライン委員会ではどのような設備を導入したのですか

- ・Zoom ライセンスの取得、委員会室のカメラの設置、可動式モニターの設置。

使用頻度はどの程度ありますか

- ・現状、例規や申し合わせの整備は行ない、申請があれば開催できる状態。
- ・継続して議会改革特別委員会でマニュアル作成に向けて実際に使用しながら協議しているところ。
- ・正式にオンライン委員会の開催はない。

オンライン委員会実施にあたり、整備等の運用方法を教えてください

- ・事務局用のインターネット系 PC でホストとして Zoom に接続し、マイク設備に接続することで、委員会室のカメラ映像がオンライン出席委員側に映される。
- ・オンライン出席委員の映像は、委員会設置の可動式モニターに投影される。
- ・マイク設備の更新に合わせ、カメラ、可動式モニターの導入、PC と接続配線を行っている。

改修後、特に効果を感じられた点、改善されたと感じる点はどのような点ですか

- ・以前は電源を入れなおすたびに不具合が発生していたため、中断することが多々あったが、現在は順調に議事進行ができています。
- ・発言を確認する際に字幕システムのログを利用し、議会運営員会で即座に精査することができる。
- ・電子採決のログで議員個人の賛否が確実にわかる点で改善している。
- ・YouTube でのライブ配信は、開かれた議会の一助となっている(最多で750回)。

改修後に使用した際、不足を感じた点(さらに改善点を感じたポイント)や想定外の課題はありましたか

- ・事務局だけでは知識が不足しており、業者との打合せにおいて齟齬が発生することがよくあった(早い段階から建築課職員も同席する方がよかったかもしれない)。
- ・要望が仕様書に入っていなかったことが契約締結後に発覚し、変更契約で対応したものがあつた。
- ・スピーカーの音がアッテネーターではなく電源スイッチでしか ON/OFF できない等の軽微な不便さが出た。
- ・議場のシステムについて以前のシステムでは、カメラのズームやワイドが人によってプリセットできていたが、今回はできないため、背に高い方も低い方も同じカメラ位置で固定されている。
- ・パネル使用やモニターに投影した後にテロップのみ消えてしまうため、表示し直す際に手数が多くなる。

改修後、電子採決システム等の設備を議員が使用する際、操作等に研修や慣れるまでに時間が必要だったものはありますか

- ・操作研修は、6月定例会の本会議初日の散会後に行った。
- ・ボタンを押してから反映されるまでに少しタイムラグがあつたため何度も押すとキャンセルされてしまい、押し直しになる点や議長の進行シナリオを電子採決用に変更したが実際に使ってみないとわからない点があり、試行錯誤した。

改修後、議事進行における変化はありましたか

- ・申し合わせを作成。
- ・議長のシナリオを変更。

- ・委員会で請願不採択の場合、委員長報告に対して賛成か反対かを起立採決にしていたところ、わかりにくいとため、原案に賛成か反対かを問う形に変更した。
- ・一括起立採決をすることもあったが反対討論が出たものはすべて一件ずつ採決することとした。

【所見】

今回、稲沢市の議場を拝見して、メインのモニターのサイズが大きく見やすい、聴覚障害の方に向けた音声認識表示のモニターが用意されている、電子採決システム導入により起立することなく手元で操作できる、タブレットのデータをモニターに投影できるなど、非常に利便性が高い環境に改修されていることを感じる事ができた。

この設備は我々の議場でも、すぐにでも取り入れたいと感じられた。

稲沢市においては、マイクのみ新しくした際に旧システムが対応できていなかったために、従来からのマイクでやりくりしていたが在庫がなくなってきたことを機に、放送設備の改修を当初の計画より前倒ししていることから、システムや機器などは、ある程度余裕をもって改修計画を立てる方がよいと感じられた。

機器の不具合については、経年劣化などで様々起こることは当然でてくる。応急的に処置しても、違う箇所の不具合は広がってくるのではないかと。

システムや機器類など、製品の機能が更新され、ハイスペックのものが生み出されてくるため、機器類のみ不具合の箇所だけ新しいものに交換した場合、旧来のシステムとの規格の違いや相性で認識されないなどの不具合が起きることも考えられる。

一つ一つの機器類やシステムのスペックが高くて、相互の規格などの関係性で相性が大切あると思われる。

稲沢市のように同じメーカーで国産のものを利用した方が、不具合が起きにくいことや故障時に対応も部品調達できるといった利点を挙げられていた

豊明市においても、不具合が発生し始めている時期、改修を先延ばしするより、早めの対処をした方が、計画的に十分な吟味が出来、求めるものに合わせて利便性の高い改修が行えると思われる。

また、現時点では使用する機会がなくてもフルスペックの状態に改修する方が、後々活用できる幅が広がるなどの説明もいただいた。そういった点では、我々世代では使いこなせない機能でも、次の世代の議員に活用しやすいように充実させておくことも必要であると考えます。



【各務原市 「各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について」】

○各務原市の概要

- ・岐阜県南部、濃尾平野北部にあり、人口約 145,000 人
- ・面積 87.81 k m²
- ・現存する日本最古の飛行場や航空機を展示する博物館があり、航空宇宙産業関連企業が多い
- ・議員定数 24 人

○条例の概要

条例の名称：各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例

条例制定日：令和 6 年 9 月 27 日（施行は同年 10 月 1 日）

条例制定の経緯：令和 6 年定例会で「議会ハラスメント防止条例」（原案）が市議提出されたが、「継続審査」となり、翌 9 月定例会において原案を全修正し可決・成立。

本条例の目的：①議員によるハラスメントの防止

②ハラスメントが生じた場合の適切な対応

本条例で対応するハラスメント事案：①相談対応・・・議員が受けたハラスメント事案

②調査・審査・事案への措置・・・議員が行ったハラスメント事案

○条例の主な特徴

①執行部と議会が同時にハラスメント防止条例

- ・令和 6 年 9 月定例会で、執行部と議会それぞれで条例を制定。
- ・議員から職員への事案は、市長が議長に調査・措置等の対応を依頼し、職員から議員への事案は、議長が市長に調査・措置等の対応を依頼するなど、両条例間で相互の規定の調整を行っている。

②相談機関の設置

- ・議会ハラスメント相談員を設け、ハラスメントを受けた議員からの相談に対応する。

③調査機関・審査機関の設置

- ・議員で構成する調査機関（議員ハラスメント調査委員会）と外部の有識者により構成される審査機関（議会ハラスメント審査会）を設置し、議員によるハラスメント事案に対応。
- ・2つの審査機関を設けることで、議会の自律性と審査の公平性の確保を図っている。

④職員以外の者へのハラスメント対応

- ・窓口の派遣スタッフ、業務委託や指定管理などで市の行政サービスを行う企業や団体の従業員、市が発注した工事を請け負う企業の従業員、その他市が行う事務や事業等に従事する者などが議員からハラスメントを受けた場合、本条例の規定に準じた措置を行うように努める。

○条例制定の経緯

①令和 6 年定例会

- ・6 月 3 日本会議 「議会ハラスメント防止条例」（原案）が市議提案される。
- ・6 月 24 日 総務常任委員会 付託案件の審査で、原案が「継続審査」となる
原案は提出議員が他市議会の条例を参考に作成したが、法令の専門家ではないことに加え短期間で作り上げたものであったため、制度的な問題点や規定上の矛盾点を含んだものであったため、「継続審査」となった。

②令和6年7月～8月（閉会中）

- ・7月22日 総務常任委員会 原案を修正していくことを確認。
修正の意見を後日提出してもらうことにした。
- ・8月1日 総務常任委員会 原案に対する各委員の修正等の意見の確認。
意見を踏まえ正副委員長で修正案を作成し、次回提示することを確認。

③令和6年9月定例会

- ・8月29日 総務常任委員会 正副委員長が作成した修正案が提示され、持ち帰り。
- ・9月24日 総務常任委員会 正副委員長が作成した修正案について協議し、当修正案を可決。
- ・9月27日 本会議 総務常任委員長より修正案が提出され、賛成多数で可決・成立。

【主な修正点】

- ① 相談機関の設置 職員からの相談申し出は、執行部の相談窓口申し出。
議員からの相談申し出は、議会事務局職員が「議会ハラスメント相談員」として対応。
- ② 調査機関・審査機関の設置
- ③ ハラスメントになりうる議員活動を明記
 - ・口頭、電話、文書、SNS、メール、掲示板等の手段による誹謗、中傷、事実と反する風説の流布により相手方の人格若しくは尊厳又は勤務環境を害するような行為。
 - ・職員に対する過大な要求、長時間の要望、交渉等に伴う拘束その他の行政運営を妨害するような議員活動。
- ④ 職員以外の者に対するハラスメントについての対応

○議会と執行部の条例の相関関係

- ・議会と執行部それぞれでハラスメント条例を制定し、それぞれで相談機関や調査・審査機関を設置。
- ・被害者への対応（ハラスメント被害の申出や相談対応）については、被害者側の条例で対応。
- ・加害者への対応（調査・審査・事案への措置などの対応）については、加害者側の条例で対応。

		被害者			
		議員		職員	
加害者	議員	被害議員への対応	議会ハラスメント条例	被害職員への対応	執行部ハラスメント条例
		加害議員への対応		加害職員への対応	議会ハラスメント条例
	職員	被害議員への対応	議会ハラスメント条例	被害職員への対応	執行部ハラスメント条例
		加害議員への対応	執行部ハラスメント条例	加害職員への対応	

○条例の構成

条例は次の2つを目的としており、それぞれの目的に対して具体的事項を規定する形で構成。

目的1「議員によるハラスメントの防止」

【議長の責務】(第3条)

【議員の責務】(第4条)

目的2「ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応」

【相談機関の設置と対応】(第5条)

【議会内の調査機関の設置と対応】(第7条)

【外部の有識者による審査機関の設置と対応】(第9条)

【氏名の公表、プライバシーの保護等】(第11条・第12条)

【事業者からの要請に係る対応】(第13条)

○議長の責務

「議員によるハラスメントの防止」のため、「議長の責務」などを定めている。

議長の責務(条例第3条)

- ・研修等を実施する。
- ・ハラスメント事案の相談、調査、審議、審査等に関する体制を整備し、ハラスメントが生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

ハラスメント事案に対する対応(条例第6条、第8条、第10条、第11条)

①注意、指導などの措置

議長は、ハラスメントを行った議員に対し注意、指導などの必要な措置を講ずることができる。

②事案の公表

議長は、議会ハラスメント委員会の報告や議会ハラスメント審査会の答申を踏まえて、問題解決のため特に必要と認めるときは、ハラスメントを行った議員の氏名、事案の内容、問題解決のために行う措置を公表することができる。

議員に対する指針等(条例施行規則第3条、第5条)

- ・議長は、ハラスメントを防止し、ハラスメントに関する問題を解決するために議員が認識すべき事項について、「指針」を定める。
- ・議長は、相談員が相談を受けるに当たり留意すべき事項について、「指針」を定める。

○議員の責務

「議員によるハラスメントの防止」のため、議員が守るべき理念として「議員の責務」を定めている。

議員の責務1(第4条第1項)

- ・市民全体の代表者として市政に携わる権能及び責務を自覚すること。
- ・常に高い倫理意識を持つこと。
- ・ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害であることを理解し、ハラスメントを行わないこと。

議員の責務2(第4条第2項)

- ・議員は、議員平等の原則により、性別、年齢、信条、所属政党又は会派、議員の経験年数にかかわらず議員同士が対等な立場にあることを自覚すること。

- ・互いの人格及び尊厳を尊重した活動をする事。

議員の責務3（第4条第3項）

- ・職員に対するハラスメントが労働意欲を低下させ、勤務環境を害するものであること、職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚すること。
- ・職員の人格及び尊厳を尊重した活動をする事。

議員の責務4（第4条第4項）

- ・次に掲げる議員活動がハラスメントとなりえることを十分認識すること。
- (1) 口頭、電話、文書、SNS、メール、掲示板等による誹謗、中傷、事実と反する風説の流布等により、人格・尊厳や勤務環境を害するような活動。
 - (2) 職員に対する過大な要求、長時間の要望、交渉等に伴う拘束などの行政運営を妨害するような活動。

議員の責務5（第4条第5項）

- ・議員は、自身によるハラスメントがあると疑われたときは、事実確認等の調査に積極的に協力し、誠実に対応すること。

議員の責務6（第4条第6項）

- ・議員は、他の議員がハラスメントを行っている、又はその疑いがある事態に遭遇したときは、率先してハラスメントの防止に取り組むこと。

○ハラスメントに対応する機関

議会ハラスメント相談員（第5条）

- 議会事務局が相談員となり、ハラスメント被害を受けた議員やそれを目撃した議員などからの相談に対応。
議員に対するハラスメント対応の最初の窓口となる。
- 相談を希望する議員は議会事務局長に申し出をし、局長は2人以上の議会事務局職員を相談員として指名し相談にあたる（事案により対応者を選定）。
- 相談員は以下の事務を行う
 - ・当事者等（被害者、加害者、関係者）への事実確認等の調査。
 - ・当事者への適切な助言。
 - ・対応状況や対応結果について議長に報告。

議会ハラスメント調査委員会（第7条）（常設、事前任命）

- 議員6人で構成（副議長と、議長が指名する5人の議員で構成）。
- 次の場合に調査委員会で審議を行う。
 - ・議長が相談員からの報告を受け、調査委員会でさらに審議した方がよいと判断した場合。
 - ・当事者が相談対応やその後の議長の措置について不服があり、調査委員会での審議を希望する場合。
 - ・市長が議長に対応を依頼した事案（議員から職員への事案）の場合。
- 以下の事務を行う。
 - ・当事者等（被害者、加害者、関係者）への事実確認等の調査。
 - ・ハラスメントに該当するか否かの判断。
 - ・問題解決のための必要な措置（再発防止策、加害者への措置など）についての審議。
 - ・議長への審議結果の報告。

➤その他

- ・公正を期すため、有識者などを参考人として呼び、意見を聞くことが可能。

議会ハラスメント審査会（常設、事前任命）

➤外部の有識者3人で構成 ※現在、大学教授、弁護士、人権擁護委員に委嘱。

➤次の場合に審査会で審査を行う。

- ・議長が調査委員会からの報告を受け、審議会ですらに審査した方がよいと判断した場合。
- ・調査委員会が、事案が困難なため審査会での審査が必要と議長に報告した場合
- ・当事者が調査委員会の報告の内容やその後の議長の措置について不服があり、審査会での審査を希望する場合。
- ・市長が議長に対応を依頼した事案（議員から職員への事案）の場合。

➤以下の事務を行う

- ・調査委員会の審議結果の検証。
- ・事実確認等の調査（必要に応じて）。
- ・ハラスメントに該当するか否かの判断。
- ・問題解決のための必要な措置（再発防止策、加害者への措置など）についての審査。
- ・議長への答申。

【事前質問に対する回答の中から】

ハラスメント防止条例制定に至るきっかけとなった事例もしくは背景は

- ・「議会ハラスメント防止条例案」（原案）が議員提案されたことが条例制定のきっかけ。

議員に対するハラスメント研修は行なわれましたか

実施済みであればどのような時期に、何回ほど行われましたか

講師はどのような方に依頼されましたか

- ・条例制定後、令和6年10月に、(株) 廣瀬行政研究所の廣瀬和彦氏を講師に招き、ハラスメントの基本的な考え方や具体例、近年の裁判例、防止対策などについて研修を実施。

条例案（当初の条例及び改正条例）を作成するにあたり、参考にされた条例などはありますか

また、どのような点を重視されましたか

- ・ところどころの言い回しは他市の条例等を参考にしたが、ベースとなるものとして参考とした他市の条例はない。

条例案（当初の条例及び改正条例）を作成するにあたり、執行部との調整は行いましたか

- ・改正条例案については、執行部のハラスメント防止条例に作成作業と同時に議会においても作成作業を進めていたので、執行部の方と適宜すり合わせをしながら、互いの条例の整合性がとれるよう作成作業を進めた。

条例案（当初の条例及び改正条例）を作成するにあたり、有識者との協議などは行いましたか

- ・行っていない。

議会ハラスメント相談員に対しての研修はどのように行われていますか

議会の中立性を保つため、相談先は複数設けていますか

- ・議会ハラスメント相談員は議会事務局の職員が当たることになっている。
- ・今年度、2名の職員に外部機関の講習を受講させる予定。
- ・議会ハラスメント相談員以外の相談先は設けていない。

議会ハラスメント審査会の委員は「議長が見識を有する第三者に委嘱する」とのことですが、どのように選任しているのでしょうか

- ・岐阜県内で法学部を有する大学、岐阜県弁護士会、人権擁護委員各務原地区部のそれぞれに委員を推薦いただくように依頼し、推薦のあった3名の方を委員として委嘱。

これまでに、改正条例を適用、運用した事例はありますか

また、現在までの相談件数及び議会ハラスメント調査委員会、議会ハラスメント審査会の実績があれば教えてください

- ・条例施行以降、相談の申し出はない。
- ・議会ハラスメント調査委員会、議会ハラスメント審査会の開催実績もない。

改正条例制定後、ハラスメントに対する議員の意識や状態などに変化はありましたか

- ・条例制定後、事例が起きていないので議員の意識改革になったのではないかと考える。

改正条例の運用について、現状の課題や問題点はありますか

- ・新たな制度も時を経ることで有名無実化することは往々にしてある。
- ・制度が形骸化し、ハラスメント防止の理念が見失われることがないように、絶えず啓発や研修を行っていくことが大事だと考える（ハラスメントの研修は4年に1回は実施する考え）。

議会ハラスメント審査会は議会の附属機関という位置づけになるのでしょうか

また、報酬はどのような方法で支払っているのでしょうか

- ・各務原市議会議員のハラスメント防止に関する条例第9条を根拠として設置する「議会の附属機関」という位置づけ。
- ・地方自治法では、「議会」に附属機関を置くことの旨の規定がないため、条例に基づく設置となっている。
- ・報酬は日額16,000円（概ね2時間程度）を支払う。

ハラスメント防止条例と議会基本条例や政治倫理条例との関連、位置づけなどはどうなっているのでしょうか

- ・議会基本条例や政治倫理条例は制定していない。

【所見】

法令の専門家ではない議員の方が、今回のハラスメント防止に関する条例の原案を作成された際には、大変なご苦労があったのではないかと推察いたします。

その後、制度的な問題点や規定上の矛盾点などを全改正されたことにより、非常に整えられたものになったことは、議員各位のご努力の賜物であると感じさせられました。

議会だけでなく、執行部のハラスメント条例の作成作業と、適宜すり合わせをしながら、互いの条例の整合性をとりながら作成作業を進められた点は、完成度の高い条例の作成に大いに生かされたことと考えます。

このように優れた規定の条例ですが、ハラスメント自体が起こらず、この条例を活用する

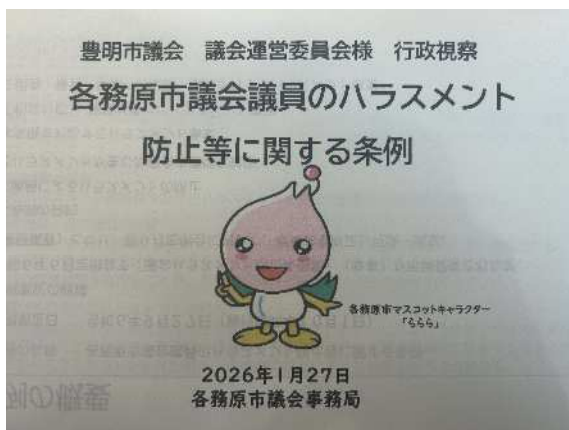
ようなハラスメント事案が起きないことが望めます。

年代や環境などの背景より、個人ごとにハラスメントに関する認識が大きく異なっている状況の中、まずはハラスメントに関する正しい認識を持つことが重要であることから、各務原市に置かれましては、研修を開催されハラスメントの基本的な考え方や具体例、近年の裁判例、防止策といったことを学ばれています。

研修で知識を得ても、培ってきた習慣でついつい、ハラスメントにあたりそうな言動が出てしまうことも考えられます。その点では、「議会ハラスメント相談員」といわれる議会事務局職員の方の働きは大きいと思われまます。

何か、気になる点があった際、不満・不安を抱えた方が思いを吐き出す場があること、事が大きくならないよう適切な対応をしていただくことで、すぐに条例の規定を持ち出すのではなく、円滑な状態に戻すクッション役を担っていることが、条例制定以後において、問題となる事案が発生していないのではないかと強く感じます。

ハラスメントに関しては、条例の規定に基づいて判定しないといけない状況にならないよう、根本として、ハラスメント行為に対して正しい認識を持ち、相手を敬う心を持って向き合うことが大切である。



■1件目

- ・視察日：令和8年1月27日(火) 10:00～11:30
- ・視察先：愛知県 稲沢市議会
- ・視察内容：稲沢市議会 議場の音響設備等について

1. 視察の目的

本市議会における議場設備の老朽化対策及び今後の議会ICT化の在り方を検討するにあたり、議場等放送設備の大規模な改修を実施した稲沢市議会を訪問し、改修に至った背景、設備更新の内容、導入過程、運用状況、導入後の評価及び課題について調査することを目的として、議会運営委員会による行政視察を実施した。

2. 改修に至った背景と問題意識

稲沢市議会では、旧来の議場放送設備について、機器の老朽化が進行し、特にマイクユニットの不具合が頻発していた。不具合箇所の特定が困難であり、音声が正常に出力されない事例も生じていたことから、議事進行に支障を来す場面があったとの説明を受けた。

その都度、業者対応による修理や調整を行っていたものの、根本的な解決には至らず、限界があるとの認識に至ったことから、部分的な改修ではなく、議場等放送設備全体を見直す抜本的な改修を行う判断がなされた。

3. 改修内容決定までの経過

改修内容の検討にあたっては、議会運営委員会及び議会改革推進特別委員会において協議が行われ、議員の意見を踏まえながら必要な機能の整理が進められた。

具体的には、音響設備の更新に加え、

- ・本会議・委員会の映像及び音声配信
- ・電子採決システムの導入
- ・AIによる音声認識を活用した字幕表示
- ・オンライン委員会開催を想定した設備整備

といった点が検討対象とされた。

また、議員に対しては、導入候補機器のデモンストレーションが実施され、操作性や視認性、議場モニターの配置などについて意見交換が行われた。こうした過程を経て、現行システムでは対応が難しい課題を解消するとともに、将来的な議会運営を見据えた多機能な設備構成が選択されている。

4. 契約及び工事スケジュール

契約にあたっては、機器の品質や信頼性、保守体制を重視し、国内メーカーを中心とした構成が採用されている。

工事は定例会開催日程を考慮しながら段階的に実施され、議会運営への影響を最小限に抑える形で進められた。

5. 導入設備の内容と運用状況

①音響・映像設備

音響設備については、マイクユニットを含めた全面的な更新が行われ、不具合が発生しにくい構成となっている。

映像設備についても、議場内カメラの配置やモニター設置に工夫がなされ、議員及び傍聴者の視認性向上が図られている。

②電子採決システム

電子採決システムにより、採決結果を迅速かつ正確に表示できるようになり、議事進行の効率化に寄与している。表示方法についても、議会運営の中で調整が行われている。

③字幕表示(AI音声認識)

AIを活用した音声認識により、議場での発言内容を即時に文字起こしし、字幕として表示している点は大きな特徴である。

完全な文字化ではないものの、発言内容の理解を補助する機能として一定の精度を有しており、傍聴者への配慮や議事確認の観点から有効であると感じられた。

④オンライン委員会対応

オンライン委員会開催を想定した設備も整備されており、実際の運用に向けた準備が進められている。

6. 事前質問への回答から把握した評価と課題

事前に提出した質問事項に対しては、改修前の課題、参考とした自治体、議員関与の状況、メーカー選定の理由、費用対効果、運用上の課題等について、丁寧な説明がなされた。

改修後は、音響不良による議事中断は解消され、議場環境は大きく改善されたとの説明があった。一方で、機能が多岐にわたるため、すべての機能が日常的に活用されているわけではないという現状も示された。

7. 追加説明から得られた実務的示唆

視察の中で稲沢市議会からは、設備導入・運用に関する実務的な助言として、次の点が示された。

- ・導入にあたっては、可能な限り最新版のシステムを採用した方がよい
- ・必要と判断した機能については、フルスペックで導入した方が結果的に合理的である
- ・導入した機能のすべてが実際に活用されているわけではない
- ・オプション機能を後から追加することは費用対効果の面で非効率になりやすい

これらは、今後設備更新を検討する自治体にとって重要な示唆である。

8. 豊明市において参考となる点

稲沢市議会と同一規模・同一機種を導入を前提とするものではないが、字幕表示や議事支援といった機能については、本市議会においても研究の余地があると考えられる。

一方で、導入後に活用されない機能が生じ得る点を踏まえ、機能選定の段階で運用イメージを明確にし、費用対効果を十分に検討する必要がある。

9. 所感

今回の視察を通じて、高機能な議場設備を導入することで、議会運営の安定性や情報発信力が大きく向上することを実感した。稲沢市議会の設備は、相応の予算をかけて整備されたものであり、議会ICT化の一つの完成形を示していると感じた。

一方で、説明の中で示された「すべての機能が活用されているわけではない」「オプション追加はもったいない」といった率直な言葉は、非常に示唆に富むものであった。高機能であればあるほど、実際の議会運営との間に乖離が生じる可能性があり、導入ありきではなく、運用を見据えた冷静な判断が必要であると強く感じた。

また、AIによる音声認識・字幕表示については、想定以上に実用性が高く、今後さらに技術が進展すれば、議事録作成支援や傍聴環境の改善に大きく寄与する可能性があると感じた。本市においても、同等の効果をより低予算で実現できる手法について、研究を進める価値は十分にある。今回の視察を通じて得られた最大の学びは、「最新版を選ぶこと」「必要な機能は最初から備えること」と同時に、「すべてを盛り込まなくてもよい」という視点である。本市議会においては、議会の規模や運営実態を踏まえ、背伸びをしすぎない現実的な議会ICT化を進めていくことが重要であると考えている。

10. まとめ

今回の行政視察により、議場等放送設備の改修は、議会運営の円滑化と質の向上に大きく寄与する一方で、導入後の活用状況や費用対効果を十分に見極める必要があることが明らかとなった。今後、本市議会において設備更新やICT化を検討する際には、稲沢市議会の事例を参考にしつつ、本市の実情に即した、段階的かつ現実的な整備の在り方について、引き続き調査・研究していく必要がある。



■2件目

- ・視 察 日：令和8年1月27日(火) 14:00～15:30
- ・視 察 先：岐阜県 各務原市議会
- ・視察内容：各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について

1. 視察の目的

近年、全国の地方議会において、議員によるハラスメント行為や、議会内外における不適切な言動が社会問題として取り上げられる事例が増加している。こうした状況を受け、各地で議会独自のハラスメント防止に関する取組が進められているところである。

各務原市議会においては、議員を対象とした「ハラスメント防止条例」を制定し、既に施行している。本市議会においては、現時点で同様の条例は存在していないことから、条例制定に至った背景、制度の概要、運用体制及び課題等を把握し、今後の検討材料とすることを目的として、議会運営委員会による行政視察を実施した。

2. 条例制定に至った背景

各務原市議会では、当初からハラスメント防止条例を制定する方針があったわけではなく、令和6年6月定例会において、少数会派所属の議員から条例案が提出されたことが直接の契機となっている。

背景には、議員間における「あなたは国語力がなさすぎる」との発言が問題視され、議会内外で大きな議論を呼んだ経緯があり、これをきっかけとして、議会としてハラスメントに対する明確なルールを定める必要性が強く認識されたとの説明を受けた。

このように、具体的な発言事案を契機として、議会としての対応が急速に求められた点は、本条例制定の大きな特徴である。

3. 条例制定までの経過

令和6年6月定例会において提出された原案は、総務常任委員会に付託され、継続審査となった。その後、令和6年7月から8月にかけて、原案の内容について集中的な検討が行われた。

検討の過程では、

- ・定義の妥当性
- ・調査・審査の公平性
- ・議会の自律性との関係

などについて慎重な議論がなされ、原案を全面的に修正する方針が確認された。

令和6年9月定例会においては、修正後の条例案が再提出され、総務常任委員会及び本会議での審議を経て、賛成多数により可決・成立している。短期間で条例制定に至った点については、議会内における問題意識の共有と、一定の合意形成が図られた結果であるとの説明があった。

4. 各務原市議会ハラスメント防止条例の概要

本条例は、「各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例」として制定されており、議員を主体としたハラスメント防止及び問題発生時の対応を目的としている。

①条例の目的

条例の目的は、大きく次の二点に整理されている。

(1)議員によるハラスメントの防止

(2)ハラスメントに起因する問題が発生した場合の適切な対応

単なる倫理規範にとどまらず、具体的な相談・調査・審査の仕組みを条例上に明確に位置付けている点が特徴である。

②対象となるハラスメント

条例では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等について定義が置かれており、発言、文書、SNS、メール、態度など、広範な行為が対象とされている。

③議員の責務

議員は、自らの言動が相手に与える影響を自覚し、ハラスメントを行わないこと、また疑念が生じた場合には誠実に対応する責務があると規定されている。

④相談体制

議会事務局職員が「議会ハラスメント相談員」となり、ハラスメントを受けた議員や目撃した議員からの相談に対応する体制が整えられている。

相談先は複数設けておらず、相談内容に応じて事実確認を行い、議長へ報告する仕組みとなっている。

⑤調査・審査体制

条例では、二段階の対応機関が設けられている。

(1)議会ハラスメント調査委員会(議員で構成)

(2)議会ハラスメント審査会(外部有識者で構成)

審査会は、県内大学法学部関係者、弁護士、人権擁護委員会関係者の3名で構成され、条例を根拠とする付属機関(常設)として設置されている。委員は2年任期の非常勤特別職であり、1日16,000円の報酬が支払われる仕組みとなっている。

5. 事前質問への回答内容の整理

- 条例は基本的にオリジナルで作成
- 議会と執行部は同時にすり合わせを実施
- 有識者会議は設けていない
- 令和6年10月に議員研修を実施
- 事務局職員研修は令和8年3月頃を予定
- 条例施行後、具体的な事案は発生していない
- 条例は議会改革につながったとの認識
- 今後も研修等を通じ、条例の趣旨を維持していく考え

6. 条例運用の現状と評価

条例は令和6年10月に施行されて以降、現時点において具体的なハラスメント事案の発生や、相談・調査・審査に至った案件は確認されていないとの説明を受けた。

この点について、各務原市議会では、条例が一定の抑止力として機能している可能性があるとの認識が示された。

条例制定により、議員一人ひとりが自身の言動について意識する機会が増え、議会内における発言や態度について、これまで以上に慎重さが求められる環境が形成されたことは、一定の効果であると考えられる。特に、条例制定後に実施された研修を通じて、「どのような行為がハラスメントに該当し得るのか」を共有したことが、抑止力として作用しているとの説明があった。

一方で、具体的な運用事例が存在しない現状においては、条例に基づく対応フローが実際にどの程度機能するのか、また、相談体制や調査・審査体制が円滑に運用できるのかについては、未だ検証段階にあると言える。

特に、議会ハラスメント相談員を議会事務局職員が担い、相談先を複数設けていない体制については、実際に事案が発生した場合の相談のしやすさや、心理的ハードルの有無について、今後検討が必要となる可能性があると感じられた。

また、条例では、議員で構成される調査委員会と、外部有識者で構成される審査会を設ける二段階構造となっているが、これらの機関が実際に稼働した場合の役割分担や、議会運営への影響についても、今後の課題であると考えられる。

審査会については、常設の附属機関としてあらかじめ委員を任命し、報酬や予算を確保している点は、迅速な対応を可能とする一方で、事案が発生しない場合における制度の維持の在り方についても、継続的な検証が必要である。

さらに、条例施行後に事案が発生していないことを「成果」と捉える一方で、制度が形骸化しないよう、継続的な研修や意識啓発を行っていく必要があるとの説明もなされた。

各務原市議会では、今後も研修等を通じて条例の趣旨を議員及び事務局職員に浸透させ、条例が単なる形式的な規律にとどまらないよう努めていく考えが示されている。

総じて、条例は「実際に運用された実績」よりも、「制定されたこと自体による意識改革」の側面が現時点では大きいと感じられた。今後、実際の事案対応を通じて、制度の有効性や課題が明らかになるものと考えられ、引き続き注視していく必要がある。

7. 所 感

今回の視察を通じ、各務原市議会が短期間で条例を立ち上げ、制定に至った点については、非常に高い熱量と問題意識を感じた。議会内で起きた事案を曖昧にせず、制度として整理しようとした姿勢は、議会の自律性という観点からも評価すべきものであると感じた。

一方で、難しさを感じた点として、条例制定に際して「全議員が本心から納得しているかどうか」という点がある。条例は制定すること自体が目的ではなく、議員一人ひとりの意識に根付かなければ、形式的な存在になりかねない。

また、条例施行後、事例が一件も発生していない点については、抑止力として機能していると評価することもできるが、本当に本市議会において同様の条例が必要なのかという疑問も残った。豊明市議会においては、現状として深刻な事案が顕在化していない中で、条例を先行して制定することが最適解なのか、既存のルールや議会文化の中で対応できる余地はないのか、慎重な検討が必要であると感じた。

条例による規律は、議会の信頼性を高める一方で、議論の萎縮や形式化を招く可能性も否定できない。各務原市議会の事例は、その両面を考える上で、多くの示唆を与えるものであった。

8. まとめ

各務原市議会のハラスメント防止条例は、具体的な事案を契機として短時間で制定された点に大きな特徴がある。条例は、議員の責務を明確化するとともに、相談、調査、審査といった一連の対応フローを制度として整理しており、議会の自律性を重視した構成となっている。

一方で、施行後に具体的な運用事例がない現状においては、制度の実効性や課題は今後の検証に委ねられている。条例が抑止力として機能しているのか、それとも形式的な存在にとどまっているのかは、継続的な研修や運用の積み重ねによって明らかになっていくものと考えられる。

本市議会において同様の条例を検討する場合、単に他市の先進事例として捉えるのではなく、

- 本市議会の実態
- 議員間の関係性
- 既存の規律との関係
- 条例制定によるメリットとリスク

を総合的に整理したうえで判断する必要がある。

各務原市議会の取組は、条例制定そのものの是非を含め、今後の議会運営の在り方を考える上で、重要な検討材料となるものであった。



令和7年度 議会運営委員会行政視察報告書

愛知県稲沢市 稲沢市議会事務局 (10:00~11:30)

報告者 浅井 たかお

視察項目「議場の音響設備等について」

豊明市議会本会議場音響取換に関する実施計画を検討している。本市の本会議場は、平成28年に施工し9年経過している。(事業費3千8百50万円)

ここ数年、音響等の不調が続いていて、他市町と比較しても更新時期に来ている。また、過去に導入した機材の汎用性が低いことと、今後、修繕部品が入手できず、修繕できなくなるか、費用が高額になることが予測される。他市町の更新時期を踏まえ実施計画に計上するため、放送設備改修までの経緯や先進的な音響設備について学ぶ。

稲沢市議会議場等放送設備の改修について

1. 旧システムの不具合からの方針決定 放送設備改修の経緯その1

平成25年12月から使用開始。総合計画での推進計画では令和8年度に改修計画を予定していた。令和5年度から不具合が頻発。新しいマイクをシステムが制御できないため、故障したマイクと使用頻度の少ないマイクを移動したりして対応していたが、そのマイクが残り少なくなり、令和6年6月の議会運営委員会にて、当時の議長及び委員からの要望で当初計画から前倒しで予算要求することを決定。

2. 必要な機能の協議 経緯その2

はっきりした。各務原市議会事務局様から、参考資料をたくさんいただいたので、
これも生かしていきたい。本市の市議会においても、早急にハラスメント条例の
制定を急いだほうが良いと思った。

議会運営委員会で必要な機能を協議。字幕システム、ライブ配信、電子採択、タブレット端末の映像をモニターに投影する、議場のモニターサイズを拡大、各委員会室や事務局にモニター設置し、本会議や委員会の映像を投影等の要望があった。

3. 参考見積とデモ 経緯その3

令和6年度に4者から参考見積を取った。2者から打診あり。事務局と業者でデモを行った。システムやマイクのメーカーについては、一刻を争う状況だったため、事務局に一任された。

4. 他自治体に視察 経緯その4

デモを行ったメーカーを導入した自治体へ、あま市と西尾市に事務局のみ視察。(それぞれ導入メーカーが異なる)実際に操作させてもらい、メリットデメリットを聞き取り。操作性が良く、国産で壊れにくく、部品調達も早いなどという理由から、JVCケンウッドの仕様で建築課に図面作成を依頼。また、議会改革推進特別委員会で、オンライン委員会を行っている三重県松坂市、四日市市を視察。

5. 内容の決定から工事スケジュール 経緯その5

議会改革推進特別委員会で設備使用方法の取り決め、例規等の改正を確認、議会運営委員会への報告で全会派から承認を得て、建築課へ執行依頼。当初見込額は約7840万円。令和6年12月定例会で債務負担補正、令和7年2月一般競争入札で2者の参加で、約5466万円で落札。令和7年2月契約、5月中旬に議場放送設備の改修終了。令和7年

対応することに。

②調査機関・審査機関の設置

・原案では、当事者等に対して事実関係を把握するための調査を議長が行うこととなっていたが、議長の負担軽減と公平性確保の観点から、議員で構成する「議会ハラスメント調査委員会」と、外部の有識者で構成する「議会ハラスメント審査会」を設置することとした。

質問事項ご回答

Q：ハラスメント防止条例制定に至るきっかけとなったような事例もしくは背景はありましたか。

A：ハラスメント防止条例制定に至るきっかけは、令和6年6月定例会で「議会ハラスメント防止条例案」（原案）が議員提案されたことが条例制定のきっかけである。

また、原案を提出した議員の提案説明では、「会議等において、尊厳を傷つけられるような体験を重ねてきた」「特定の少数会派をいじめても良いような空気がある」といったことが述べられており、そうした思いが背景となって原案の提出に至ったものと考えられる。

視察の所感

今回の視察で、議会事務局の職員の方々のご苦勞は相当なものだと改めて感じました。条例制定の背景には、やはり、「嫌がらせ」や「いじめ」があるからだ

え、短期間で作り上げたものであったため、制度的な問題点や規定上の矛盾点を含んだものだった。

そうしたことから、付託先の総務常任委員会での討論では、数名の委員が原案の不備等を理由に「継続審査」を求める考えを示し、採決の結果、賛成多数で「継続審査」扱いとなった。

■総務常任委員会での討論での原案に対する意見

- ・議長が相談や調査、認定等の業務をすべて行うこととなっており、議長の負担の重さや公平性に問題がある。
- ・被害を受けた職員の通報窓口が議長になっているが適切ではない。
- ・議会全体が納得し賛成できる内容とすべき。など。

原案に対する意見と対応②

なぜ原案を「全改正」することとしたのかは、「継続審査」となった総務常任委員会
で修正点を出し合ったが、部分的な改正では修正は困難であったことから、全部を作り直す全改正となった。

■主な修正点

①相談機関の設置

- ・職員からの相談の申し出は、執行部の相談窓口申し出ることとした。
- ・議員からの申し出については、議会事務局職員が「議会ハラスメント相談員」として

■本条例で対応するハラスメント事案

- ①相談対応…議員が受けたハラスメント事案
- ②調査・審査・事案への措置…議員が行ったハラスメント事案

条例の主な特徴

① 執行部と議会が同時にハラスメント防止条例を制定

- ・令和6年9月定例会で、執行部と議会それぞれで条例を制定。両条例間で相互の規定の調整を行っている。

② 相談機関の設置

③ 調査機関・審査機関の設置

- ・議員で構成する調査機関(議会ハラスメント調査委員会)と外部の有識者により構成される審査機関(議会ハラスメント審査会)を設置し、議員によるハラスメント事案に対応。

- ・2つの審査機関を設けることで議会の自律性と審査の公平性の確保を図っている。

④ 職員以外の者へのハラスメントの対応

原案に対する意見と対応①

原案を「継続審査」とした経緯としては、もともと原案は、提出された議員が他市議会の条例を参考として作り上げたものだったが、議員は法令の専門家ではないことに加

岐阜県各務原市 各務原市議会事務局 (14:00~15:30)

報告者 浅井 たかお

視察項目「各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について」

豊明市は、「豊明市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例」が令和7年4月1日から施行されたが、豊明市議会のハラスメント防止条例はない。今年1月20日に本市全議員対象にして「ハラスメント研修会」を実施し、さまざまなハラスメントがあることを気付かされた。今後、豊明市議会にもハラスメントに関する条例の制定が必要であるため、条例の制定の要点等について学ぶ。

条例の概要

- 条例の名称 各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例
- 条例制定日 令和6年9月27日(施行は同年10月1日)
- 条例制定の経緯 令和6年6月定例会で「議会ハラスメント防止条例案」(原案)が議員提案されたが、「継続審査」となり、翌9月定例会において、原案を全修正し可決・成立。
- 本条例の目的
 - ①議員によるハラスメントの防止
 - ②ハラスメントが生じた場合の適切な対応

配信が可能

・懸念事項 業者から聞き取り及び本市の契約事務のスケジュールに合わせて実施スケジュールを組んだが、納期に遅れが生じると工事時期を逃す恐れがある。余裕のある実施スケジュールとしては、令和9年度12月補正で債務負担の設定を行い、1月（第1火曜日）指名審査委員会での指名業者審査に諮り1月下旬には入札を実施し、3月定例会議会にて財産の取得に関する議決を行い、4月からの契約とすることが考えられる。

オンライン委員会や Zoom 等も可能で、デモをして見せていただいた。

最後に、いくらデジタル化、IT 化をしたとしても、「予算書や決算書だけは紙ベースでなければ、チェックのしようがない」と稲沢市議会議員の方がおっしゃった。

まさしくその通りだと思うので、私は、うんうんとうなずいて聞いていた。

本市の市議会でも、放送設備トラブルが目立ってきた。議会事務局の職員各位には、たいへんなご苦勞を掛けているので、本市も放送機器設備の改修を急いだほうが良いと思う。

◆補足説明 豊明市議会本会議場音響取り換えに関する実施計画検討について

3 者から見積の徴集と聞き取りをした。

実施計画において、令和 8 年または令和 9 年にて営繕工事を行いたい考え。設置から 9 年が経ち、可動部が経年劣化している中で、機材の生産中止から 7 年程度で修繕部品が無くなる。今後、修繕ができなくなる恐れがある。一方で、カメラのレンズ等は保守点検の結果、取り換え不要ということである。営繕工事にて経年劣化している可動部のモーター取替を 24 万円で実施することで延命措置となり、取替では 3,113,000 円かかる費用を 2,873,000 円縮小できるため実施する。

・現状と変更内容

- ① 質問席及び演台からタブレット等の画面を場内モニターに出力可能に変更
- ② Web エンコーダ導入。YouTube への LIVE 配信及び庁舎 PC にもローカル

5. 品質と費用の比較については、見積や図面を4者から徴集し、パンフレット等をもとに1者あたり5回以上説明を受けた。

6. モニターのサイズ、配置等で考慮した点は、議員から要望があり、壁の強度を加味し、設置可能な一番大きなサイズを議長席上の傍聴者用モニターに選定した。議場の天井が高いため、一宮市の吊り下げ式スクリーンは採用できなかった。

7. 本会議のライブ配信についての変更点については、従来、録画中継のみで、ライブ配信を行っていなかった。

8. 今回の改修でAIを利用している箇所は、字幕システムにAIを利用している。

視察の所感

稲沢市議会では、事前にテスト、チェックをしても、会議中に何度も放送設備のトラブルが頻繁にあった。とうとう市長や当局側の目の前でも会議の進行に支障が出るほどの放送機器のトラブルが繰り返し起き出したため、改修工事の予算が認めざるを得なかったようだ。また、電子採決システム導入がされており、議員個人の賛否を色分けで分かるようにし、事務局操作で採決の結果と人数の表記のみの表示ができる。出席議員の数や氏名もボタン一つで、別室にある事務局で確認が取れる仕組み。ボタン操作を試させていただいたが、多少のタイムラグはあるが、便利だと思った。

「この電子採決システム導入後、体調不良で車いすで来られて、起立できない議員がこのシステムにより採決に参加できたことが良かった」と聞いた。

8月に各委員会室の放送設備の改修終了。令和7年11月、その他配線、変更契約箇所の工事をし、検査完了。最終的工事金額 訳 5544万円（約78万円増）（※変更箇所は会派室にWi-Fiの設置工事及び事務局のモニターで議員総会室の映像を投影）

本市からの事前質問に対する回答

1. 改修前に特に不便さを感じた点は、不具合が起きた際、約4～8個のユニットが繋がっており、不具合ユニットの特定が困難だった。正常なユニットと交換後もすべて設定し直していた。必ず定例会開催前日、当日朝に点検し、令和6年度は毎定例会で不具合があったため、業者を呼んでいた。交換や設定に2～4時間ほどかかっていたこと。
2. 落札額と予算に差額があるのは、令和6年12月に債務負担行為補正をし、令和7年度の当初予算で同額を要求している。令和7年2月に入札、落札決定している。また、建築課に執行依頼をしており、建築課の設計金額で予算要求をしている。機器の金額以外の諸経費部分は、公共工事の算定基準をもとに設計しており、工期を長めにとっていたため、予算額が多めに設定されているため。
3. 国内メーカーに変更、選定した理由は、修理の際の部品調達のしやすさ、システムと機器が同一のため、不具合が起こりにくいとのことで選定した。
4. メーカーを変更することで、具体的に改善が見られた点は、マイクの点検を自動で行ってくれることと、単独ユニットのため不具合もわかりやすくなったこと。

議会運営委員会 視察報告書

林 ゆきひろ

「議場の音響設備について」 (R8.1.27 視察)

1. 愛知県稲沢市

① 視察概要

(稲沢市)

人口： 約132,000人
面積： 約79.35㎢
議員定数： 26名



電子採決を活用した賛否結果

稲沢市議会では、令和5年度頃から本会議場において、マイク等の音響設備の不具合が頻発し、本会議がたびたび止まることがあったとのことです。稲沢市の音響設備で不具合が起こったのは、使用して10年になる頃であり、豊明市の音響設備も、もうじき10年が経過し、映像設備については不具合が起きています。稲沢市の実施計画では令和8年度の改修を予定していましたが、議会運営に支障が生じているため、執行部に対して、議長、議会運営委員会から前倒しで改修するよう予算要求をし、令和7年度の改修が実現されました。

また、音響設備を改修すると同時に、議会改革推進特別委員会で、設備の使用方法や例規等の改正内容を確認し、より議会運営を円滑に行うことができるように、全議員から意見を聞きながら、音響設備の改修を行ったとのことです。

② 所感

稲沢市議会では、本会議場の音響設備を改修する際に、全議員から意見を聞きながら、議会運営で必要な機能を協議していました。そうすることで、字幕システムや電子採決の導入、議会のライブ配信やオンライン委員会なども可能にしています。議場の音響設備は、使い方によっては、会議を効率的に進行しながら、議論を深めることができます。また、傍聴者にとっても、字幕で議場に表示させて、耳の聞こえづらい方にも議論を見ていただくことができたり、モニターで資料が確認しやすくなったり等、利便性が高まります。開かれた議会を進めていくために、音響設備の重要性を改めて考えることができました。

今回の視察において、実際の音響設備を見て、確かめることができ、本市の議場で使う場面を想定しながら、意見交換できたことは、非常に有意義でした。稲沢市議会での導入方法を参考に、本市でも議論して導入していく必要があります。

「ハラスメント防止等に関する条例について」

2. 岐阜県各務原市

① 視察概要

(各務原市)

人口： 約144,000人
面積： 約87.81km²
議員定数： 24名

各務原市議会では、令和6年6月に議員から「議会ハラスメント防止条例案」が提出され、総務委員会において「継続審査」となったとのこと。その後、各議員から修正についての意見を集約し、修正したものを9月議会で可決。その際に、執行部との打ち合わせや調整も行って、執行部のハラスメント防止条例も合わせて制定したとのことでした。

各務原市のハラスメント防止条例について、議会と執行部との関係は下表のようになっています。

なお、各務原市、各務原市議会においては、現状ではハラスメントについての調査や審査は、まだ実績がないとのこと。ただし、条例を制定したことによって、議員の意識改革に繋がった

		被害者			
		議員		職員	
加害者	議員	被害議員への対応	議会ハラスメント条例	被害職員への対応	執行部ハラスメント条例
		加害議員への対応		加害議員への対応	議会ハラスメント条例
	職員	被害議員への対応		被害職員への対応	執行部ハラスメント条例
		加害職員への対応		加害職員への対応	

条例における議会と執行部の相関関係（配布資料より）

との説明もありました。研修についても、令和6年10月に行い、できるだけ年1回行うのが理想とのこと。少なくとも4年に1回（任期中で1回）は必要であるとの説明もありました。

② 所感

本市においても、令和7年3月議会で、執行部のハラスメント防止条例が提案されました。その内容では、議員活動についての記載があるものの、議員については執行部から議長に報告するのみで、適切に審査や調査を行う手続きがありません。

今回、各務原市議会でのハラスメント防止条例の提案背景や、議論の過程などを確認し、意見交換することで、本市議会でも検討すべき点がいくつか見られました。例えば、議員間

のハラスメントを考えた際、少数会派やひとり会派の議員に対し、多数会派からハラスメントと捉えられるような言動があった場合、多数会派がハラスメントではないとすることで、問題にならないということも考えられます。各務原市議会のハラスメント防止条例の提案背景や審議などを聞いて、そういったことを防ぎ、きちんと対処できるようにするために、第三者機関を設置して、審査することが重要であるということであらためて再認識できました。発言の1つをとって、ハラスメントかどうかを判断するのは、非常に難しい。また、被害者と加害者で言い分が食い違うこともありえます。しかし、可能な限り、当事者以外の証言も聞き取り、その時の状況や他の言動、行為の内容などを調査して、慎重に審議すべきです。

各務原市のハラスメント防止条例のように、専門家や議会と利害関係のない方も入れて、第三者機関を設置し、正式に報酬も支払う会議体で、審査を行うことが重要です。本市の議会ハラスメント防止を検討する上で、今回学んだことは活かしていきます。

令和8年2月6日

令和7年度 議会運営委員会 行政視察

視察日：令和8年1月27日火曜日

視察先：

愛知県稲沢市

●議場の音響設備等について

岐阜県各務原市

●各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について

出席者：委員長 武谷としお・副委員長 いとうひろし

岡島ゆみこ・青木けんじ・鈴木智和

浅井たかお・林ゆきひろ・毛受明宏

提出者 毛受明宏

【愛知県稲沢市】

愛知県稲沢市は、濃尾平野の中央に位置する「水と緑に恵まれた文化創造都市」です。名古屋市の近郊にありながら、豊かな自然と歴史的な街並みが共存しており、住みよさランキングでも高い評価を得ています。

国府宮で毎年旧暦正月に開催される「はだか祭」は全国的に有名で、県内外より数多くの参拝客や見物客が訪れる活気あふれる街です。

人口約 13.2 万人 面積 79.35km²

日本四大生産地の一つに数えられ、庭木や盆栽などの生産が全国的に有名で、祖父江地区は日本一の銀杏の産地として知られ、秋には町全体が黄金色に染まる観光名所としても有名です。

●稲沢市議会 議場音響設備等について

稲沢市議会は、令和 7 年 6 月に本会議場の音響・映像設備の改修が完了し、設備が新しくなりました。

以前のシステムは平成 25 年 12 月から使用し、令和 5 年度から不具合が頻発し、令和 6 年 6 月議会運営委員会にて当時の議長及び委員からの要望で当初の計画から前倒しで予算要求をする。令和 7 年度の予算にて「議場ほか音響映像設備改修事業」として約 7,840 万円の施設整備工事費が計上される。

令和 6 年度に参考見積 4 社からとる。実際に事務局が操作をさせてもらい、操作性が良く、国産で壊れにくく、故障の際の部品調達早いなどの理由から JVC 仕様で図面を起こす。

議会は委員会でオンライン委員会を行っている三重県松阪市、四日市市を視察する。

ライブ配信（本会議）の質向上や、議場内での音声の明瞭化が図られる。

車椅子での傍聴に対応するため可動式スロープを設置しているほか、傍聴者に対して配慮の行き届いた議場で、ライブ配信もされており、新しくなった音響・映像設備を通じた本会議のライブ配信が行われている。

[まとめ]

議場音響システムは 10 年余の経過で、故障時の部品の調達が困難となった経緯があり、豊明市議会議場の音響システムも平成 28 年に改修されて 10 年経過している。したがって稲沢市議会と同様に部品交換対応に苦慮していることも耳にする。会議録の作成等で支障をきたす状態は相応しくなく、豊明市においても更新スケジュールをしっかりと組んで、予算要求をし、音響システム改修に向けて検討を進めて欲しい。そしてスムーズな議事運営に努めて欲しいと願う。

【岐阜県各務原市】

岐阜県南部に位置する各務原市は、豊かな自然と高度なものづくり産業が共存する都市で、名古屋市ベッドタウンとしても発展しており、岐阜県内では岐阜市、大垣市に次いで3番目に多い人口を擁している。

人口約 14.1 万人 面積 87.81km²

市役所にほど近い位置に、日本最古の飛行場「岐阜基地」を一望。

航空機産業の拠点として発展を遂げている。

●各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について

各務原市では、令和6年9月27日制定（施行令和6年10月1日）より、「各務原市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例」および「各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例」が施行される。

各務原市ハラスメント条例の主なポイントとして

1. 特別職も対象

これまで要綱などで定められていた職員間のハラスメント防止策に加え、新たに市長、副市長、教育長などの特別職、および市議会議員が対象となる。これにより、特別職から職員へのハラスメント、あるいは議員によるハラスメントを明確に禁止し、対応を規定している。

2. 外部有識者による「審査会」の設置

ハラスメント事案を公平に判断するため、外部の有識者3人で構成される「ハラスメント審査会」が設置される。

3. 相談窓口とプライバシー保護

職員や派遣労働者が相談・苦情を申し出ることができるよう、ハラスメント相談員が置かれる。事案の処理に携わる者には厳格な秘密保持義務があり、退職後も継続される。

4. 公表制度

ハラスメントの事実が認められ、改善の勧告などに従わない場合、特に必要があると認められる場合には、その事実を公表できる規定が含まれる。

1. 禁止行為の定義

本条例では、市長などの特別職、職員、および議員に対し、以下の行為を明確に禁止される。

パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景とした言動。業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの。相手の就業環境を害する、または人格・尊厳を傷つける行為。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的指向の言動。それに対する拒絶や対応によって、仕事上の不利益を与

えたり、就業環境を悪化させたりする行為。妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタハラ・パタハラ等）妊娠、出産、育児、介護に関する制度の利用等に関して、就業環境を害する言動。

その他

特定の個人に対する誹謗中傷や、個人の尊厳を不当に傷つける一切の言動が含まれる場合。

2. 相談・解決の流れ

事案の対象者が「一般職員」か「市長等の特別職・議員」かによって、対応ルートが分かれるのが特徴となる。

相談の申し出

被害を受けた本人や、それを知った職員が、庁内のハラスメント相談員または人事課へ申し出る。

事実関係の調査として、まず内部の「ハラスメント調査委員会」が、当事者や関係者への聞き取りを行い、事実認定や指導・助言を試みることになる。

外部審査会への諮問（困難な事案の場合）として、市長等・議員が加害者の場合、または内部での解決が困難な場合、市長や議長が外部有識者による「ハラスメント審査会」に調査・審査を依頼する。

答申と措置は、審査会が事実認定を行い、対応策を市長や議長に報告する。市長や議長は、この答申に基づき、相手方への是正勧告や氏名の公表といった必要な措置を講じる。

この条例により、これまで「政治的立場」を背景にうやむやになりがちだった事案も、第三者の目による公正な判断が下される仕組みとなる。

[まとめ]

ハラスメントは「個人の特性」「組織の環境」「社会的な背景」という複数の要因が連鎖し、発生すると聞いた覚えがあります。

人間、一人で生きていく訳にはいかず、日々人と人との接触がある以上、気を付けていてもハラスメント行為と思われる可能性もあります。

日頃のコミュニケーションなど、しっかりして、分かち合うことが大切かと思います。

豊明市においても、市長以下、市職員に対するハラスメント条例は令和6年度に制定されています。

例えば今回の視察でも市長以下職員と議会と言ったように、市議会独自で条例制定するのも一つですが、現在制定している市のハラスメント条例と融合していくことも必要かと考えます。